## 破産手続廃止

**平成２１年（フ）第３２７０号**
福岡市城南区別府団地８番904号
破産者　株式会社シーアンドシー・ウェイブ
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第２５６５号**
福岡県大野城市御笠川６丁目２番17号
破産者　株式会社建築工房オニヅカ
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１号**
鹿児島県薩摩郡さつま町田原234番地
破産者　立和名工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第２号**
鹿児島県鹿児島市常盤町１丁目28―10―104、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2771番地
破産者　立和名悦司
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２１年（フ）第２５５７号**
福岡市南区若久４丁目１番３号
破産者　有限会社ＲＩＺＥ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２６１３号**
福岡市早良区田村２丁目12番35号
破産者　有限会社中鳥土木
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３１４５号**
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1106番地67
破産者　有限会社ＳＫＩ
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第２号**
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4465番地の１
破産者　株式会社アイ・テック・サービス
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第５８９号**
沖縄県糸満市西崎町４丁目８番地５
破産者　ＯＫＩＮＡＷＡ　ＴＣＭ株式会社
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第１９３７号**
仙台市宮城野区鶴巻２丁目３番29号
破産者　有限会社シーサポーツ
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４５号**
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目27番地１　平野康弘方、住民票上の住所茨城県取手市双葉３丁目31番20号
破産者　橋立　三郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１１７号**
栃木県鹿沼市藤江町816番地１
破産者　中荒井　勝
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１１９号**
栃木県小山市犬塚３丁目31番地１　県営　犬塚住宅６号棟14号室、前住所栃木県小山市若木町２丁目４番43号
破産者　堀　麻理子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５１４号**
埼玉県越谷市増森２丁目34番地３
破産者　株式会社小杉精機
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第１５０号**
長野県小諸市大字柏木字上出間1413番地６、商業登記簿上の本店所在地長野県佐久市八幡576番地
破産者　有限会社タイセイサービス
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２１年（フ）第１３０号**
静岡県御殿場市竈606番地の３
破産者　株式会社リョウユウホーム
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５６８号**
静岡県沼津市西島町７番２号
破産者　有限会社芹澤水産
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２０年（フ）第１９２号**
名古屋市東区白壁１―１　名古屋拘置所内、住民票上の住所三重県津市八町３丁目12番４号
破産者　野田　昭夫
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１３３号**
三重県津市戸木町5578番地48、前住所三重県津市久居明神町2619番地３
破産者　江藤美砂子（旧姓小船谷）
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３３４号**
三重県鈴鹿市阿古曽町６番23号、前住所愛知県岡崎市大西１丁目12番地16　ハイツ大西102
破産者　伊藤　織江
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３４９号**
三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目９番33号、前住所三重県鈴鹿市白子駅前５番25号
破産者　向川由紀子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係